

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十九年七月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金
の特例

が養成第一項の死契約のときにはその相続が信託したときにはその相続が扶養第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律（平成二十五年法律第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者（昭和二十九年法律第七十三号）第三条の規定による改定す

（一）にの途も、當該個個人向ヶ國債を有する者には、當該個個人向ヶ國債の中で、次式による算出額とぞれの額とする。
（二）の額るるるする金額）

（昭和二十九年一月十五日から平成二十九年七月十五日まで）の間の場合、面金額 $\times \frac{79.685}{100}$ （利子に相当する金額）+（利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ ）+経過利子に相当する金額）-（経過利子に相当する金額）

（昭和二十九年一月十五日以前の場合は、面金額-（経過利子に相当する金額）-（経過利子に相当する金額））

払元
場利所
金支

日本銀行